

砥部町 ごみと資源をしっかりと分別しましょう!!

令和3年4月1日発行

収集日当日の午前7時30分までに必ず決められた場所に出してください。
 ※10/7(砥部地域)・10/23(広田地域)・12/31~1/3の収集は休みます。

収集日				区分	具 体 例	排出方法	
砥部小学校 毎週月・木曜日	麻生小学校 毎週火・金曜日	広田地域(週2) 毎週月・木曜日	田域(週1) 毎週月曜日	(1)可燃ごみ	台所くず ●調理くず、残飯など ※必ず水切りをする。 食用油 新聞や古布に染み込ませて出す。凝固剤も使用可。 リサイクルできないプラスチック製品 ●どちらの表示もないプラスチック製品	リサイクルできない紙類 ●食品や洗剤などの紙製容器 ●写真 ●ティッシュペーパー ●500ml未満のパック 布・革製品 ●布切れ、ボロ布 ●下着、汚れた衣類(金具をのける。) ●くつ(金具のついていないもの。) その他 ●紙おむつ(汚物を取り除く。) ●使い捨てカイロ ●保冷剤 ●アルミ箔(おかず入れ) ●洗面器、バケツ、ハンガー ●その他プラスチック製の日用品 ●CD・DVDなど	レジ袋は使用不可 ●町指定ごみ袋(燃料ごみ用)で出す。 ※食用油は、燃料としてリサイクルする拠点回収を行っています。
毎週火曜日	毎週月曜日			(2)剪定枝・葉・草	●剪定枝(枝打ちした直径15cm未満で長さ1mまでのもの。) ●木の葉や草(必ず土は落とす。) 	●ひとり持ち運びができる大きさに、ひもでしばって出す。 ●町指定ごみ袋(資源回収用)または透明の袋(45ℓまで)で出す。 	
毎週金曜日	毎週木曜日			(3)プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 ●カップ・パック・トレイ ●インスタント食品・弁当などの容器 ●卵・豆腐などのパック ●生鮮食品・惣菜などのトレイ ポリ袋・ラベル・フィルム ●食料品・衣料品などの袋 ●飲料用容器などのラベル ●商品を含んでいたフィルム キャップ類 ●プラスチック製のふた・キャップ	プラスチック製容器包装 ●このマークが目印! ボトル類 ●洗剤、シャンプーなどのボトル ●調味料・ドレッシングのボトル ※ペットボトルのものもあるので、分別マークに注意する。 汚れたものは、必ずすすいでから、水気を切って出す。 その他 ●発泡スチロール ●野菜・果物のネット ●エアキャップ(ぶちぶち) ●錠剤・カプセルの包装 上記は、プラマークがなくてもプラスチック製容器包装。	●町指定ごみ袋(資源回収用)または透明の袋(45ℓまで)で出す。
毎月第1・3水曜日	毎月第1金曜日			(4)空きびん (5)空き缶 (6)金属くず (7)ペットボトル	※割れたものは危険ごみに。 ●空きびん(すすぐ。金属のふたは金属くず、プラスチックのふたはプラスチック製容器包装。) ●ガラス食器など ●スチール缶 ●アルミ缶(すすぐ。機械オイル、ペンキ、ワックス缶は金属くず。) ●スプレー缶 ●カセットボンベ(使い切る。キャップなどは外す。) ●やかん ●鍋 ●フライパン ●ペットボトル(リサイクルマークのある容器に限る。すすぐ。キャップとラベルは必ずはずしてプラスチック製容器包装。) ※マークがあるものに限る。	●分別区分ごとにそれぞれ袋は分ける。 ●町指定ごみ袋(資源回収用)または透明の袋(45ℓまで)で出す。 ※キャップを取る。 	
毎月第2・4水曜日	毎月第2金曜日			(8)段ボール (9)紙パック (10)新聞・チラシ (11)雑誌・雑がみ (12)古着・古布	●段ボール(断面が になっているもの。) ●牛乳パック ●飲料容器のパック ※500ml以上のパック。すすいで、開いて出す。プラの口やアルミコーティングしているものは可燃ごみ。 ●新聞、チラシ(分けなくてよい。) ●週刊誌 ●マンガ本 ●単行本 ●文庫本 ●ノート ●カタログ ※ビニールの表紙は取り除く。 ●厚紙 ●封筒 ●お菓子の箱 ●紙袋 ●ティッシュの紙箱 ●包装紙など ※食品や洗剤などが付着したもの、ビニールや金銀加工している紙、写真は可燃ごみ。 ●衣服 ●帽子 ●シャツ ●タオル ●毛布 ●カーテン ●和服 ●帯 ※はてんなど綿入りの衣料は可燃ごみ。汚れたもの、破れたものは可燃ごみ。	●分別区分ごとに、ひもで十字にしばって出す。 ※他の区分の紙類をはさまない。 ●雨の日の排出は控える。 ※やむをえず出す場合は、町指定ごみ袋(資源回収用)または透明の袋(45ℓまで)で出す。 	
毎月第1土曜日	毎月第3金曜日			(13)危険ごみ	① ●蛍光灯 ●蛍光球 ●体温計 ※入っていた筒や箱に入れて出す。または新聞などに包んで出す。 ② ●乾電池 ●ライター(使い切る。) ③ ●鏡 ●包丁 ●鎌 ●電球 ●カミソリ ●割れガラス ●針(空き缶に入れる。) ※とがったものは新聞などに包んで出す。	●①、②、③はそれぞれ袋を分ける。 ●町指定ごみ袋(資源回収用)または透明の袋(45ℓまで)で出す。	
毎月第4土曜日	毎月第2土曜日			(14)雑ごみ	①木製品 ●剪定枝(直径15cm以上で長さ1mまでのもの。) ●木箱 ●すのこ ●たてず ●机・椅子 ②陶磁器 ●茶碗・湯呑み ●花瓶 ●植木鉢 ●土鍋 ③電気製品 ※家電4品目を除く。 ●電子レンジ ●掃除機 ●扇風機 ●電気コード 火災の原因になるので、電池は必ず外して、出してください。 ④生活雑貨・その他 ●布団 ●カーペット ●衣装ケース ●かさ ●物干ざお(指定袋から出ている可、袋の口は必ずしばること。) ●雑ごみ用指定袋	●①、②、③、④はそれぞれ袋を分ける。 ●町指定ごみ袋(雑ごみ用)で出す。 ※小型家電は拠点回収を行っています。 	

持ち込みを原則に町が処理するごみ

美化センター

※搬入車両のない人は許可業者に依頼してください。

- 20kg以上のごみ
- 量
- 一時多量ごみ(引越ごみ、自治会清掃ごみなど。)
- 雑ごみ用指定袋に入らないごみ
- 事業活動に伴って発生する一般廃棄物の内、可燃ごみ
- パソコン
- 自転車

千里埋立処分場

※事業者の持ち込みはできません。

- ブロック
- コンクリート
- 瓦
- かべ土
- レンガ
- 石

町では処理できないごみ

- タイヤ
- スプリングマットレス
- 火薬
- 危険な化学薬品類
- 注射器
- 農業から出るごみ
- 消火器
- ガスボンベ
- バイク
- 農機具
- バッテリー
- 電気温水器、風呂がま、ピアノなど容積や重量が大きいもの。

購入店または販売店などに相談して、引き取ってもらってください。

- エアコン(室外機含む)
- テレビ
- 冷蔵庫、冷凍庫
- 洗濯機、衣類乾燥機

家電4品目は、法律で購入店が買い替え店に引き取りが義務付けられています。
 ※家電製品は分解しないでください。
 ※詳しい処理の仕方は、分別帳をご覧ください。

※ごみ集積場所は地元で設置、管理しています。利用する場所については、地元自治会などに確認してください。
 ※ごみの排出ルールを必ず守りましょう。
 ※再利用できるものは、販売店などの回収制度、地域での集団回収を利用しましょう。

お問い合わせ

役場生活環境課 ☎962-7446

受け入れ施設

■美化センター ☎962-5168
 (月~金)(第2・4日曜日) 9:00~16:00
 (12/31~1/3は休みます)

■千里埋立処分場 ☎962-6676
 (日曜日のみ) 9:00~16:00
 (8/15・10/7・12/31~1/4は休みます)